

日出町移住応援給付金

申請から給付金交付までの流れについて

この日出町移住応援給付金は、「日出町移住応援給付金交付要綱」に基づき給付金を交付するものです。交付要綱には、給付金を交付するための趣旨や対象者の要件等が記載されています。要件が満たされないと給付金の交付ができませんので、必ず一度内容をご確認のうえ、給付金の交付申請をしてください。

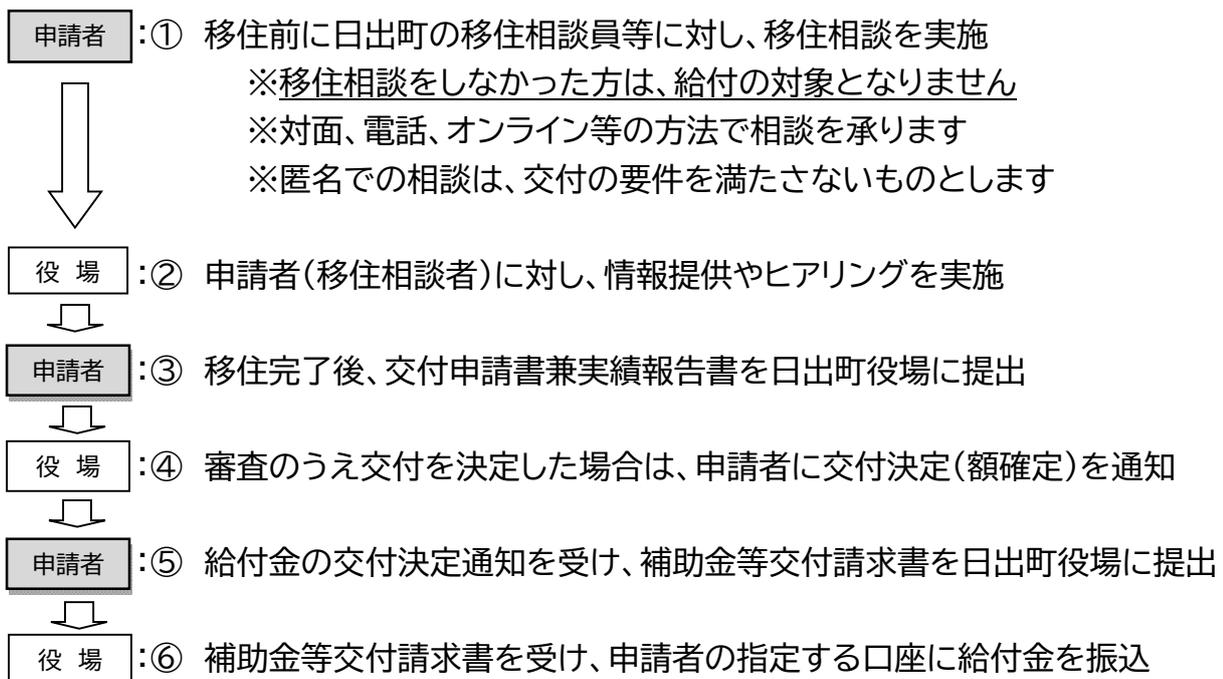
【給付対象者の要件】

- (1) 大分県外から日出町へ転入してから1年を経過していないこと
- (2) 住民票を日出町へ移す直前に、連続して1年以上、大分県外に在住していたこと
- (3) 職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入でないこと
- (4) 県大学等を卒業した後、1年以内に県内事業所への就職でないこと
- (5) 定住(5年以上)を誓約できること
- (6) 移住前に、対面、電話またはインターネット等による方法で、町の移住相談員等に対して移住相談を(移住の概ね1年以内に)1回以上行っていること

【給付額】

- (1) 子育て世帯 30万円
- (2) その他の世帯 10万円

【交付申請から給付金交付までの流れ】



裏面に続きます

■移住相談について

【移住相談の申込み方法】

(1)日出町 HP からオンラインフォームで申込

(2)専用アドレス(hijigurashi@town.hiji.lg.jp)に電子メールで申込

※(2)の場合は、メール本文に相談希望者の住所、氏名、年齢、相談希望日時などを記載してください。

【移住相談の実施方法】

(1)電話

(2)電子メール

(3)Zoom を使用したオンライン相談

【移住相談にあたって】

住居、仕事、移住後のビジョンなど、こういった情報を知りたいのか、あらかじめ整理のうえ、相談に臨んでください。相談には町専属の移住相談員が原則対応いたします。

※移住相談は大分県内にお住まいの方でも承りますが、移住応援給付金の交付対象とはなりません。

■提出書類について

【交付申請書兼実績報告書に添付していただく書類について】

(1)定住誓約書

日出町に5年以上居住することの誓約書です

※5年以内に町外へ転出された場合は、本給付金は返還していただきます。

(2)世帯員全員分の住民票の写し

※日出町に移住後の住民票の写しを提出してください。

(3)世帯全員分の戸籍の附票

(4)調査同意書

役場が給付金交付に係る審査のため、申請者及び他の世帯員の住民登録の状況等について公簿により確認することの同意書です。

※(4)を提出し、公簿で確認できる場合は、(2)の書類の提出を省略できます。

《問い合わせ先》

日出町役場 まちづくり推進課

電話:0977-73-3158

メール:hijigurashi@town.hiji.lg.jp

